

新しい医療制度で高齢者の健康を支える

8月1日から、後期高齢者医療被保険者証や国保の高齢受給者証が新しくなります。また、自己負担の割合も変更。その概要をお知らせします。

後期高齢者医療制度の加入者
新しい保険証は薄い紫色に

8月1日(金)から、後期高齢者医療制度の加入者(75歳以上の人、または65歳〜74歳の人で一定の障がいがあり認定を受けた人)が医療機関などの窓口で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい保険証は薄い紫色。緑色の封筒に入れて、7月下旬に送付します。保険証が届いたら、住所、氏名などの確認を。この保険証の有効期間は、8月1日(金)から来年7月31日(金)までの1年間です。なお、配達記録郵便による郵送を希望する人は、7月22日(火)までに連絡してください。

国保の高齢受給者
新しい受給者証は白色に

国保の高齢受給者(70歳から74歳の国民健康保険加入者、ただし、後期高齢者医療制度加入者を除く)は、現在持っている高齢受給者証の有効期限が



7月下旬に発送する保険者証と高齢受給者証

7月31日(木)で切れます。7月下旬に該当者へ受給者証を郵送します。なお、高齢受給者で1割負担の人は健康保険法などの改正で来年4月1日(水)から2割負担になります。新しい受給者証の負担割合は「2割(平成21年3月31日までは1割)」と表記。有効期限は来年7月31日(金)または満75歳になる前日となります。国保以外の高齢受給者は各保険者へ問い合わせてください。

自己負担の割合を見直し
所得によって3割と1割に

後期高齢者医療の保険証や国保の高齢受給者証に記載されている自己負担割合について、新たに今年度の市民税課税所得額(市県民税課税標準額)や昨年の収入に基づき、見直しを行います。今回から、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療制度加入者ごと、国保の高齢受給者については国保の高齢受給者ごとに判定。課税所得

問い合わせは
後期高齢者医療被保険者証については
国保年金課 ☎890-6253
国保の高齢受給者については
同課 ☎890-6249



が145万円以上の後期高齢者(国保の高齢受給者)と同一世帯の後期高齢者(国保の高齢受給者)については現役並み所得者として「3割負担」となり、課税所得145万円未満の場合は「1割負担」となります。ただし、この課税所得が145万円以上であつても、収入額が「同一世帯内に後期高齢者(国保の高齢受給者)1人の場合は383万円未満」または「同一世帯内に後期高齢者(国保の高齢受給者)が2人以上の場合は520万円未満」であれば、基準収入額適用申請をすることにより一般所得者として「1割負担」になります(左上表参照)。なお、現在使用している「後期高齢者医療被保険者証」および「国民健康保険高齢受給者証」は、8月1日(金)以降使えないので、市役所国保年金課、各支所・出張所へ返却するか、各自で廃棄してください。

自己負担割合の所得判定基準など		
区分	基準	負担割合
現役並み所得者	市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療加入者および同一世帯の後期高齢者医療加入者。(後期高齢者医療加入者の収入合計が2人以上で520万円以上、1人で383万円以上の場合) ※国保の高齢受給者の場合は、「後期高齢者医療加入者」を「国保の高齢受給者」と読み替える。	3割
一般	●同一世帯の後期高齢者医療加入者のいずれもが市民税課税所得145万円未満の場合。 ●市民税課税所得が145万円以上でも、後期高齢者医療加入者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、基準収入額適用申請書を提出し、認定されれば一般の区分(負担割合1割)。 ※国保の高齢受給者の場合は、「後期高齢者医療加入者」を「国保の高齢受給者」と読み替える。	1割 (国保の高齢受給者は平成21年4月1日からは2割)
※経過措置	8月1日から平成22年7月31日までの間、判定基準の変更に伴い新たに現役並み所得者となった場合、市民税課税所得145万円以上かつ収入が383万円以上の後期高齢者医療加入者(世帯内に他の後期高齢者医療加入者がいない場合に限り)であつて、世帯内の70歳から74歳の人も含めた収入の合計が520万円未満の人は、基準収入額適用申請により、自己負担割合は「現役並み所得者(3割)」を適用しますが、月の負担の上限である自己負担限度額についてのみ、一般(外来[個人単位]1万2,000円、外来+入院[世帯単位]4万4,400円)を適用。	

母子・父子福祉医療受給者は有効期限の確認を

母子・父子家庭の「福祉医療費受給資格者証」は、7月31日(木)が有効期限。まだ、更新手続きが済んでいない人は、今月中に必ず手続きをしてください。手続きの結果、引き続き受給資格のある人には新しい受給資格者証を郵送します。有効期間は8月1日(金)から来年7月31日(金)までです。なお、受給資格者証は次の点に注意してください。

- ①古い受給資格者証は、8月1日以降に市役所国保年金課か各支所・出張所へ返却する。
- ②医療機関で受診するときは、医療保険証と一緒に受給資格者証も必ず窓口へ提示する。
- ③住所や氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、14日以内に届け出をする。
- ④ほかの市町村へ転出するときは、市役所国保年金課か各支所へ受給資格者証を返却する。

福祉医療の対象者は申請を

次のいずれかに該当する人は、福祉医療が適用。市役所国保年金課か各支所で申請をしてください。
〈**重度心身障害者**〉国民年金法施行令別表1級の障がい者や身体障害者手帳1級・2級の障がい者など。
〈**母子・父子家庭など**〉母子や父子家庭の母または父と18歳未満の子(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、両親のいない18歳未満の子、ただし所得税非課税者に限ります。
〈**高齢重度障害者**〉後期高齢者医療制度の加入者で、国民年金法施行令別表1級の障がい者、身体障害者手帳1級・2級の障がい者など。
〈**子ども**〉満15歳に達する日以後最初の3月31日までの子。

後期高齢者医療保険料が申し出により普通徴収に

国から見直し策が示され、後期高齢者医療保険料の年金からの徴収(特別徴収)が次のいずれかの条件を満たす場合、申し出により普通徴収への変更ができることになりました。該当する人は8月8日(金)までに手続きをしてください。この期限を過ぎると12月分以降の中止手続きからとなります。なお、過去の保険料納付状況などにより、普通徴収への変更ができない場合もあります。
①国保の保険税を納付していた人が口座振替により納付する場合。
②連帯納付義務者(世帯主または配偶者)がいる人(年金収入が180万円未満の人)でその口座振替により納付する場合。
用意するもの=被保険者証・身分証明書・印鑑・口座振替を金融機関にて依頼したことが分かるもの(口座振替依頼書の控えなど)

問い合わせは
母子・父子家庭の福祉医療費受給資格者証・福祉医療については **国保年金課 ☎890-6253**
後期高齢者医療保険料については **同課 ☎890-5955**